

令和 8 年第 10 回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和 8 年 8 月 10 日（月） 午後 3 時 00 分

開催場所

岐阜市役所 庁舎 6 階 6－1 大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 奥村 知己 ・ 加藤 哲也
河田 均 ・ 小島 康宏 ・ 近藤 敏弘 ・ 清水 健吉
高橋美穂子 ・ 竹内 俊好 ・ 舘林 朋子 ・ 林 明
藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 宮部 辰男 ・ 山口 貴範
山中 敏彰

欠席委員

酒井 勉

議長

岩佐 哲司

農地利用
最適化推
進 委 員

大野 政司 ・ 窪田 博 ・ 玉田 昇三 ・ 神山 肇
小林 英彦 ・ 坂口 英司 ・ 島塚 栄治 ・ 平手 金治
本田 忠男 ・ 宮部 幸雄 ・ 大塚 弘晃 ・ 大野 達朗
高橋 正男 ・ 林 千明 ・ 森瀬 秀雄 ・ 朝居 良治
塩谷 芳美 ・ 奥村 一彦 ・ 加納 啓吉 ・ 堀 美勝
伊藤 一仁 ・ 田中 光弘 ・ 村瀬 東三 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長	坂井 隆介	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	副主幹	佐々木 宗弘
主任	加藤 明生	主任	小栗 照之
主任主事	近藤 聡美	主事	藤野 元志
主事	堀内 悠生		

議 事

- | | |
|----------|---|
| 議案第 36 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証願の審議について |
| 議案第 37 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について |
| 議案第 38 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について |
| 議案第 39 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について |
| 報告第 25 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について |
| 報告第 26 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について |
| 報告第 27 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について |

議 長

それでは、令和8年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号5番、近藤敏弘委員、議席番号6番、江崎美咲委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第36号、「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明の審議について」、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第36号について説明いたします。

1ページをお願いします。

今回出願がありました農地につきましては、名古屋国税局において期間入札の公告が行われています。

この物件は農地でありますので、入札に参加するには、民事執行規則第33条により、農業委員会から買受適格があることの証明書の交付を受けることが必要です。

また、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者が、その農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は1件提出されています。

2ページをお願いいたします。

1番、柳津地区の申請は、出願人が農業経営を開始するものです。

当該農地では一般野菜を栽培することです。

買受適格証明の発行にあたり、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、農地法に規定する不許可基準に抵触しないもので

あると判断しております。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 36 号について、事務局から説明がありました
出願人の営農状況等について、担当地区の農業委員から説明をいただきます。
奥村知己委員、お願いします。

奥村委員

出願人は今回買い受けを希望する農地では、一般野菜を栽培される予定です。
7 月 30 日に事務局職員及び出願人とともに、現地立会いを行いました。
出願人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しまし
たので、証明の発行、及びその後の 3 条許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 36 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 36 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします

議 長

続きまして、議案第 37 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議
について」、今回の申請は、所有権の移転 10 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 37 号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する
場合の許可申請です。
3 条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する、営農計画書の
提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地
域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触し
ないものであると判断しております。

4 ページをお願いします。

1 番、鷲山地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では、野菜を栽培するものです。

2 番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3 番及び 4 番、黒野地区の申請は、農業経営の合理化を図るための所有権移転です。

5 ページをお願いします。

5 番、鶉地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では、野菜及び果樹を栽培するものです。

6 番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7 番、岩地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8 番、三輪厳美地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では、野菜及び果樹を栽培するものです。

6 ページをお願いします。

9 番、三輪山県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10 番、三輪春近地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 37 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番および 2 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番および 4 番、黒野地区は、宮部辰男委員、お願いします。

宮部委員

3 番の申請は、農業経営の合理化を図るため、畑を譲り渡すものです。

7 月 29 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

4番の申請は、農業経営の合理化を図るため、畑を譲り渡すものです。

7月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、鶉地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして6番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人、並びに、受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番、岩地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

8番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月29日に事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、三輪春近地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

7月29日に事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、麦を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第37号について何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第37号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 38 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請」の審議について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 38 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
8 ページの総括表をご覧ください。
今回は、1 件、480 平方メートルです。
9 ページをお願いします。
1 番、網代地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。
申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。
第 2 種農地であります、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 38 号について事務局から説明がありました。
議案第 38 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
御発言もないようなので、採決に入ります。
議案 第 38 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 39 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請」の審議について、今回の申請は所有権の移転 3 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 39 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

11 ページの総括表をご覧ください。

今回は、3 件、合計 5,112.00 平方メートルです。

12 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、34 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、西部コミュニティセンターから東へ 850 メートルほど離れた農地です。

2 番、三輪巖美地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地から概ね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、35 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、北東部コミュニティセンターから北東へ 350 メートルほど離れた農地です。

3 番、柳津地区の申請は、所有権移転により、金属加工機械製造工場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地から概ね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、36 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、且格小学校から東へ 800 メートルほど離れた農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 39 号について事務局から説明がありました。
今回の申請については、全て現地調査を行いました。
それでは、1 番、黒野地区は、宮部辰男委員、お願いします。

宮部委員

1 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。
7 月 29 日に、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、
許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、2 番、三輪巖美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

2 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。
7 月 29 日に、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、
許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、3 番、柳津地区は、奥村知己委員、お願いします。

奥村委員

3 番の申請は、金属加工機械製造業工場として転用するものです。
7 月 30 日に事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、
許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 39 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 39 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。

報告第 25 号から第 27 号について、事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、「報告第 25 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。

14 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、34 件、合計 67,633.2 平方メートルです。

続きまして、「報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

16 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、9 件、合計 3,617 平方メートルです。

明細は、17 ページから 18 ページです。

続きまして、「報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

20 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、45 件、合計 22,020.73 平方メートルです。

明細は、21 ページから 33 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 8 年 7 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

発言もないようですので、それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 32 分閉会を宣す。